

埼玉県特別栽培農産物認証要綱

(平成16年2月23日農林部長決裁)

(平成21年3月16日一部改正)

第1 目的

この要綱は、特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成19年3月23日付け18消安第14413号農林水産省総合食料局長、生産局長、消費・安全局長通知。以下「新ガイドライン」という。）に基づき、県内で生産される特別栽培農産物の認証について必要な事項を定めることにより、特別栽培農産物に対する消費者の信頼性の確保及び特別栽培農産物の生産振興を図ることを目的とする。

第2 定義

次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 生産者

特別栽培農産物を生産又は特別栽培米をとう精しようとする個人、法人又は集団をいう。

(2) 個人型

第2の(3)で規定する、集団指定型以外のものをいう。

(3) 集団指定型

認証を受けようとする集団が第5に規定する集団指定要件に適合しているものをいう。

(4) 集団責任者(集団指定型)

集団指定を受けた栽培責任者等を代表し、特別栽培農産物の生産・販売を指導及び監督する者をいう。

第3 適用農産物

野菜及び果実（加工したものを除く。）並びに穀類、豆類、茶等であって乾燥調製したもの。

ただし、化学合成農薬及び化学肥料を使用して生産する農産物に関して認証する場合にあっては、県が、化学合成農薬の慣行的使用回数及び化学肥料による窒素成分の慣行的施用量を定めた作型の作目に限る。

第4 特別栽培農産物の認証要件

(1) 特別栽培農産物の認証要件は、新ガイドラインで定められた特別栽培農産物の定義に基づいて栽培されていること。

(2) 特別栽培米のとう精を認証する場合については、新ガイドラインで定められた定義に基づいてとう精されていること。

第5 集団指定要件等

- (1) 集団指定については、農産物の生産を集団として取り組むための規約のある組織で、別紙要件を満たしていることを要件とする。
- (2) 集団指定申請を行うには集団責任者を定め、集団責任者の登録申請を行った上で、集団責任者が集団指定申請を行わなければならない。
- (3) 知事は、指定申請に関する内容及び関係書類を確認するとともに、必要に応じて、生産ほ場等を現地で確認できる。
- (4) 知事は、(3)で確認した結果を基に指定の適否を決定し、集団責任者あてに通知する。なお、知事は、指定の適否を判断するにあたり、別に定める認証審査会を開催することができる。
- (5) 指定を受けた集団責任者は、指定に関する要件を欠く事態が生じた場合には、速やかにその旨を知事に届出をしなければならない。
- (6) 集団指定の有効期間は、指定の通知日から起算して3年間とする。
- (7) 前項の有効期間の満了後、引き続き指定を受けようとする場合には、当該有効期間の満了する日までに、指定継続の申請をしなければならない。
- (8) 集団責任者が変わる場合は、知事に届け出ること。

第6 集団責任者の登録

- 1 集団責任者は、次の各号に掲げる事項全てを満たすことを登録の要件とし、申請をしなければならない。
 - (1) 特別栽培農産物の栽培責任者若しくは確認責任者の経験者又は作物についての知識や栽培経験を有する者であること。
 - (2) 第13の5の規定による期間が経過していること。
- 2 知事は、前項の規定による申請があった場合は、申請内容の審査を行い、登録の適否を決定し、集団責任者あてに通知する。なお、必要に応じて認証審査会を開催することができる。
- 3 第2項の登録の有効期間は設けない。

第7 栽培計画書等の提出

- 1 栽培責任者は、栽培を開始する前に、農産物ごとに（県が別に申請に係る作型を定めた場合には、その作型ごとに）、栽培計画書を作成し、これを知事に提出する。
- 2 特別栽培米のとう精を行う精米責任者は、とう精を開始する前に、とう精計画書を作成し、これを知事に提出する。
- 3 前各項について、過去の実績があるなど、計画の実現性が高いと判断される場合にあつては、1年間分を一括提出することができる。
- 4 集団責任者は、栽培を開始する前に、生産計画書を知事に提出する。

第8 栽培等の開始

- 1 栽培責任者等は、知事へ提出した栽培計画書に従って生産又はとう精（以下「生産等」という。）を開始するとともに、農産物の栽培を行う場合には、ほ場看板の設置、栽培管理記録簿への記帳をとう精を行う場合には、受払台帳への記帳を行う。
- 2 栽培責任者等は、生産過程等で特別栽培農産物の要件を満たさなくなった場合には、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。
- 3 集団責任者は、生産状況の調査確認を行う。

第9 認証

- 1 個人型認証を受けようとする栽培責任者等は、出荷を開始する前に、農産物ごとに（県が別に申請に係る作型を定めた場合には、その作型ごとに）、県に認証の申請を行う。
- 2 集団指定型にあっては、生産計画書の届出と同時に認証申請を行う。
- 3 知事は、認証申請があった場合、認証の適否を決定し、栽培責任者等に通知する。
なお、必要に応じて認証審査会を開催できるものとする。

第10 報告

認証を受けた栽培責任者等は、出荷終了後、速やかに特別栽培農産物の生産・出荷実績報告書を知事に提出しなければならない。

第11 認証マークの使用

栽培責任者等（個人型、集団指定型）は、特別栽培農産物の出荷を行うに当たっては、別に定めるところにより認証マークを使用することができる。

第12 認証の有効期間

認証の有効期間は、認証通知日から当該特別栽培農産物の出荷・販売を終了する日までとする。

第13 認証の取消し等

- 1 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認証を取り消すことができる。
 - (1) 認証の要件に適合しなくなった場合
 - (2) 偽りその他不正の手段により認証を受けた場合
 - (3) その他知事が特に認証を取り消すことが適当と認めた場合
- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、集団責任者の登録を取り消すことができる。
 - (1) 集団責任者の登録要件に適合しなくなった場合

- (2) 偽りその他不正の手段により集団責任者の登録を受けた場合
 - (3) その他知事が特に集団責任者の登録を取り消すことが適当と認めた場合
- 3 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、集団指定を取り消すことができる。
- (1) 集団指定の要件に適合しなくなった場合
 - (2) 偽りその他不正の手段により集団指定を受けた場合
 - (3) その他知事が特に集団指定を取り消すことが適当と認めた場合
- 4 知事は、第1項の(2)又は(3)に該当する場合は、翌年から3年間、当該認証に係る生産者、栽培責任者等に対して認証を行わないことができる。
- 5 知事は、第2項の(2)又は(3)に該当する場合は、翌年から3年間、当該認証に係る集団責任者に対して登録を行わないことができる。
- 6 知事は、第3項の(2)又は(3)に該当する場合は、翌年から3年間、当該認証に係る集団に対して指定を行わないことができる。
- 7 知事は、個人型認証(第1項の(1)を除く。)、集団責任者の登録及び集団指定を取り消す場合には、認証審査会の審査を経て行う。

第14 生産者の責務

- 1 生産者等は、特別栽培農産物の生産、出荷、販売及び品質管理に万全を期すとともに、認証マークの適正な使用に努めなければならない。
- 2 生産者等は、消費者等から栽培方法や資材の使用状況、確認方法等に関する照会があった場合には、栽培管理記録簿等を基に説明を行う。

第15 調査の実施

知事は、生産者等に対し、生産、出荷及び販売の状況並びに認証マークの使用状況について調査をすることができる。

第16 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年11月2日から施行する。
- 2 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年9月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に承認された認証については、改正前の要綱によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行前に指定を受けた、集団については、本要綱によって指定したものとみなす。
- 3 この要綱の施行前に行った認証等の手続きについては、本要綱によってされたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に指定を受けた集団については、本要綱によって指定したものとみなす。